

新労務単価の特例措置に関するお知らせ

国土交通省が「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価等」及び「令和8年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新労務単価等」という。）を決定・公表しましたが、新労務単価等の早期適用等に関する同省からの要請を踏まえ、この度、本市契約において、下記のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

記

1. 特例措置の対応について

(1) 新労務単価等適用に伴う対応

令和8年3月1日以降に行財政局契約監理課において当初契約を行った工事請負契約及びその他請負契約のうち、旧労務単価等を適用して予定価格を積算しているものについては、請負人が新労務単価等に基づく契約に変更するための請負代金額の変更協議を請求することができることとします。

(2) インフレスライド条項（神戸市工事請負契約約款第24条）の運用

令和8年2月28日以前に行財政局契約監理課において当初契約を行った工事請負契約について、賃金等の急激な変動に対処するためのいわゆるインフレスライド条項を国に準拠して運用します。なお、運用の詳細についてはスライド条項に関する神戸市のホームページをご確認ください。

2. その他

水道局、交通局においても同様の対応を予定しています。